

鳥取市中山間地域対策強化方針

(令和 3 年度～7 年度版)

鳥 取 市

目 次

はじめに	1
I 方針の趣旨	
II 方針の位置づけ	
III 方針の期間	
IV 方針の検証	
中山間地域の現状と課題・目標・施策の展開	2
I 現状と優先的に取り組む課題	
II 強化の目標	
III 施策の展開	
IV 推進体制と進行管理	
強化施策の推進事業	5
1 安心して暮らし続けることのできる地域の維持	5
2 地場産業の活性化と雇用の確保	7
3 魅力ある地域づくり・人づくりの推進	9
4 交流による活性化と移住定住の推進	10

I 方針の趣旨

本市の中山間地域¹は、令和3年3月末現在、市域の約9割の面積を占め、人口の半数が居住しており、豊かな自然や景観、歴史、文化に恵まれ、また土地の保全、食料の供給、水源のかん養など、多面的・公益的な機能を有しています。さらに、豊かな自然・文化・歴史に育まれた地域の農林水産物、和紙や陶芸などの伝統工芸や麒麟獅子舞など、魅力あふれる地域資源が存在しています。

しかしながら、全国的にも人口減少や少子高齢化が進む中、本市においても人口減少による過疎化・高齢化がさらに進行するとともに、空き家の増加、小規模・高齢化が進む集落の増加など、地域の実情もより厳しいものとなっています。

一方、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い大都市への人口の集中によるリスクが露呈し、人々の意識、価値観や暮らし方、働き方に変化が生じる中、自然環境や生活のゆとり等、中山間地域の魅力がなお一層見直されてきております。このことから、中山間地域が保有する景観や伝統文化等を都市住民との共有財産として守り育て、それらを生かした交流施策などを積極的に展開することにより、地域の活力を再生していくことが重要です。

こうした認識のもと、中山間地域の持続的発展につながる取り組みを進めていくためにも、市が地域住民と共に協働の理念のもと、地域の直面する課題に適切に対応するとともに、都市部など地域外との積極的な物的・人的な交流・連携を通じて地域活力の向上を図ることが重要です。

これらを踏まえ「鳥取市中山間地域対策強化方針」では、施策と考え方、具体的な事業を明らかにし、第11次鳥取市総合計画や鳥取市創生総合戦略との整合も図りながら新たな社会情勢の変化にも対応できるよう内容の見直しを図っていきます。

II 方針の位置づけ

中山間地域対策強化方針は、総合計画の「重点施策」となる第2期創生総合戦略(令和3年度～7年度)において、「魅力ある中山間地域の振興」に位置づけ、重点的に取組みを進めています。

本方針では、この第11次総合計画・第2期創生総合戦略に基づき令和7年度に向けて特に強化すべき施策についての考え方や事業を明らかにし、推進していきます。

« 第11次総合計画・第2期創生総合戦略»

★ 魅力ある中山間地域の振興

- ① 安心して暮らし続けることのできる地域の維持 ② 地場産業の活性化と雇用の確保
- ③ 魅力ある地域づくり・人づくりの推進 ④ 交流による活性化と移住定住の推進

鳥取市中山間地域対策強化方針策定

III 方針の期間

この方針の期間は、第11次総合計画・第2期創生総合戦略にあわせて、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

IV 方針の検証

各施策の実施状況、成果、数値目標の達成状況等について、毎年検証します。

¹ ここで「中山間地域」とは、鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例第2条第1項に規定する中山間地域をさす

中山間地域の現状と課題・目標・施策の展開

I 現状と優先的に取り組む課題

山間集落実態調査の結果等

中山間地域を取り巻く現状

安心して暮らし続けることのできる地域の維持

- ・人口の減少・過疎化の進行
- ・独居世帯の増加
- ・小規模高齢化集落等の拡大
- ・移動に制約を受ける地域や人の増加
- ・防犯、防災及び緊急時対応への不安
- ・日常生活における利便性の低下(交通、買い物等)

地場産業の活性化と雇用の確保

- ・農林水産業の縮小(後継者不足、遊休農地・耕作放棄地の増加、荒廃林地・有害鳥獣被害の増加)

魅力ある地域づくり・人づくりの推進

- ・伝統芸能・伝統工芸等の漸減
- ・空き家の増加
- ・小規模高齢化集落等の拡大

交流による活性化と移住定住の推進

- ・ライフスタイルに対するニーズの多様化
- ・地域コミュニティーの希薄化
- ・Uターンの意思の希薄化

優先的に取り組むべき課題

安心して暮らし続けることのできる地域の維持

- ・防犯・防災や緊急時支援システムの確立
- ・日常生活の利便性の向上
- ・地域コミュニティを維持する仕組みづくり
- ・地域包括ケアシステムの体制・環境づくり

地場産業の活性化と雇用の確保

- ・担い手の育成、耕作放棄地の再利用・有効活用、農商工連携による農産加工品のブランド化、企業誘致等による雇用の確保等

魅力ある地域づくり・人づくりの推進

- ・集落機能低下への対応(リーダーの育成、現状・ニーズ把握、担い手の確保)
- ・持続可能な地域づくり
- ・伝統芸能・伝統工芸等の保護と伝承、空き家・遊休施設(市有)の把握と有効活用(拠点づくり)

交流による活性化と移住定住の推進

- ・若者定住
- ・むらとまちの交流促進
- ・地域資源の活用
- ・協力隊の活用

「鳥取市中山間地域対策強化方針」の策定・見直し

○ 市の将来像

「いつまでも暮らしたい、だれもが暮らしたくなる、

自信と誇り・夢と希望に満ちた鳥取市」 の実現

II 強化の目標

目標とは、この強化方針でめざす中山間地域の姿を示すものであり、次のように設定します。

いつまでも暮らししたい、暮らしてみたいふるさと 鳥取

中山間地域に暮らす人たちが、このままずっと住み続けたいと思える安全・安心で温かみのあるふるさと、そして、都会に暮らす人たちが移り住んでみたいと思える魅力ある中山間地域を形成していくことをめざします。

III 施策の展開

先に掲げた目標を具体的に実現していくため強化施策を次のように設定し、その展開を図ります。

1 安心して暮らし続けることのできる地域の維持

中山間地域に暮らすすべての人々が安全に安心して暮らし続けられる施策を推進します。

2 地場産業の活性化と雇用の確保

中山間地域の主要産業である農林業等の活性化を図り、雇用を確保するための施策を推進します。

3 魅力ある地域づくり・人づくりの推進

中山間地域の資源や恵みを最大限に活かすことのできる地域づくりや人づくりの活動を推進します。

4 交流による活性化と移住定住の推進

中山間地域の活性化を図るため、地域間交流を促進するとともに、UJIターン者の移住定住を推進します。

【施策の内容】

1 安心して暮らし続けることのできる地域の維持

(住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境づくり)

- ① 健康づくり・地域共生社会の推進
- ② 交通の確保・情報伝達体制の強化
- ③ 防災・防犯の取り組みの推進
- ④ 買い物弱者対策・地域商業の創出
- ⑤ 持続可能な地域形成の推進

2 地場産業の活性化と雇用の確保

(特色を活かした産業の活性化・雇用の創出)

- ① 6次産業化・農商工連携の推進

- ② 担い手の確保・育成と農林水産物、農林水産加工品等の販路拡大
- ③ 農地等の保全・維持
- ④ 地域の再生可能エネルギー源の有効活用
- ⑤ ソーシャル・コミュニティビジネス等の支援・促進

3 魅力ある地域づくり・人づくりの推進

(「個性」「魅力」を活かした地域づくり、人づくりの推進並びに集落の維持・活性化)

- ① まちづくり協議会を核とした魅力と活力の向上
- ② 地域で活躍する人材の育成
- ③ 地域運営組織立ち上げによる住民主体の地域づくり
- ④ 小規模・高齢化集落の活性化の推進
- ⑤ 伝統芸能・伝統行事等の維持・継承

4 交流による活性化と移住定住の促進

(定住人口、交流人口の拡大)

- ① ふるさと・いなか回帰の促進
- ② むら・まち交流とグリーンツーリズム促進
- ③ 特色ある地域資源・伝統行事等による観光振興

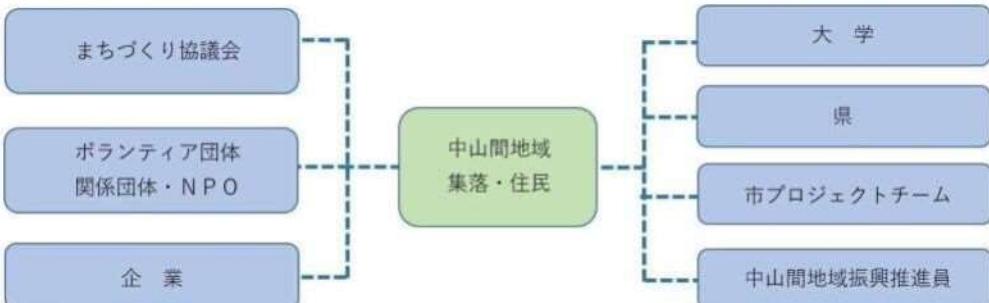
IV 推進体制と進行管理

(1)この方針は、まちづくり協議会・中山間地域・集落・住民・行政等が連携・協働して推進していきます。また、中山間地域・集落の取り組みに対しては中山間地域振興推進員が情報提供や各種調整を行います。

(2)府内においては、「中山間地域対策強化プロジェクトチーム」が中心となって市関係課との横断的な情報交換を行い、取り組みの連携強化を図るとともに、県やボランティア団体・企業・大学・商工団体・農協・森林組合など関係団体との連携も図り、効果的に施策を実施します。さらに、中山間地域振興推進員が必要に応じて地域に出向きサポートや相談業務に応じます。

(3)当該プロジェクトチームは、施策内容の検討、進行管理を行うとともに、中山間地域の実状を把握し、必要に応じて強化方針の見直しを行います。

【推進体制】



強化施策の推進事業

1 安心して暮らし続けることのできる地域の維持 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境づくり

① 健康づくり・地域共生社会の推進

=新規=

- ・身近な地域において、住民の福祉課題に気づき、情報の共有・支え合いを行うため、地域における福祉の「話し合い」、「支え合い」、「学び」の場づくりを鳥取市社会福祉協議会との協働で推進します。

【地域福祉課】

=継続=

- ・身近な圏域で、様々な生活課題に関する相談を、一旦丸ごと受け付ける「地域福祉相談センター」を設置し、課題の早期発見・解決を図ります。

【地域福祉課】

=継続=

- ・地域見守り活動支援や愛の一聲運動、となり組福祉員や地域・福祉活動コーディネーターの設置の拡充強化を図るとともに、これらのネットワーク化を推進します。

【地域福祉課】

=継続=

- ・ひとり暮らしの高齢者などで除雪が困難で外出できない方の孤立を防ぐため、地域における除雪態勢が整うまでの間、鳥取市職員で編成した除雪応援隊を派遣します。

【地域福祉課、危機管理課】

=継続=

- ・中山間地域振興推進員(1名設置)が小規模高齢化集落等へのサポートや相談対応を行います。

【地域振興課】

=継続=

- ・中山間地域等で事業活動を営む事業者と行政機関が連携し、住民の日常生活の異常等を早期発見する体制を整備することにより、中山間地域等で安全で安心して生活できる地域づくりを推進します。

【長寿社会課、地域振興課】

=継続=

- ・「とっとり市民元気プラン2021」に基づき、地域での健康づくりに取り組むなど、健康を維持し、そこで生活する人々が元気で活躍する地域を目指します。

【健康・子育て推進課】

② 生活交通の確保・情報伝達体制の強化

=新規=

- ・「鳥取市生活交通創生ビジョン」に基づき、バス路線の再編や交通事業者に対する財政支援、地域が運行主体となる交通空白地有償運送の支援などに取り組み、地域の実情に合った利便性の高い生活交通を確保します。

【交通政策課】

=新規=

- ・光ケーブル未整備地域の解消を進め、超高速インターネット等が利用できる情報基盤を整備し、情報格差の是正を図ります。

【情報政策課】

③ 防災、防犯の取り組みの推進

=継続=

- ・地域防災リーダーの養成のほか地域の自主防災の取り組みを支援し、地域防災力の向上を図ります。また、避難行動要支援者支援制度の活用など、地域の実情に応じたきめ細かな防災対策を推進します。

【危機管理課、地域福祉課】

=継続=

- ・土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域(レッド区域)の多くは中山間地域にあります。レッド区域内で住宅の建替えなどを行う際に建築基準法の構造規制を満たすための建築構造の増強や、区域外への移転などに対して補助を行い、中山間地域の安全な暮らしを支援します。

【建築指導課】

=継続=

- ・土砂災害の防止には、えん堤や擁壁設置等の対策事業の実施が最も有効であるため、事業主体の鳥取県に整備の推進を要望します。

【都市企画課】

=継続=

- ・振り込め詐欺や悪質な訪問販売、盗難等の被害からひとり暮らし高齢者などを守るため、啓発活動を強化とともに、防犯パトロール等地域による防犯の取り組みに対し支援します。

【市民総合相談課・協働推進課】

④ 買い物弱者対策の検討や地域商業の維持

=継続=

- ・食料品等の日常の買い物が困難な状況に置かれている、いわゆる買い物弱者に対する支援策について、商業・交通・流通・福祉・ICTの活用など幅広い観点から検討し取り組みます。対策として、民間企業と連携した移動販売による買い物支援や見守り福祉サービスを行い、生活サービスの維持を図ります。また、地域商店の維持や地域課題をビジネスとして取り組むコミュニティビジネスの促進等にも併せて取り組みます。

【経済・雇用戦略課、地域振興課、長寿社会課】

⑤ 持続可能な地域形成の推進

=継続=

- ・将来にわたり地域住民が安心して暮らし続けることができる地域づくりに住民自らが主体的に取り組む「小さな拠点」機能形成の仕組みづくりを支援します。

【地域振興課・河原町総合支所・気高町総合支所】

=継続=

- ・地域拠点における、次世代の若いリーダーとしての担い手の確保・雇用と育成を支援します。

【地域振興課】

=新規=

- ・地域内の複数の事業者による年間を通じた仕事の創出や、職員を年間で雇用してそれぞれの地域事業者に派遣する事業協同組合の設立等についての検討を行います。

【地域振興課】

=継続=

- ・大雪時の市民との協働による除雪対策として、町内会等が生活道路確保のため実施する自主的な除雪活動に係る経費の一部を支援します。

【協働推進課】

=継続=

- ・野生鳥獣による被害防止対策を強化することで、住民の安全確保とともに、農林業の振興を図ります。

【農政企画課】

◎ 主要強化施策に係る達成目標値・現在値

達成基準	R7年度目標値	現在値(R2実績)	担当課
共助交通の導入件数（累計）	8件	3件	交通政策課
無店舗地区数	維持	0地区	地域振興課
小さな拠点の形成箇所数（累計）	4件	2件	地域振興課

2 地場産業の活性化と雇用の確保

特色を活かした産業の活性化・雇用の創出

① 6次産業化・農商工連携の推進

=継続=

- ・農産物・農産加工品、伝統工芸品のブランド化・高付加価値化を推進するとともに、農商工連携や产学官連携などのネットワーク化の充実を図りながら、新商品の開発等、6次産業化²の取組を積極的に促進します。

【経済・雇用戦略課、農政企画課】

=継続=

- ・農村地域の活性化や農業経営体の経営の多角化を図るため、生産者による農業生産物のブランド化、市街地消費者への対面販売、地産地消レストランの経営、観光との組み合わせなど、6次産業²化の育成を支援します。

【農政企画課、経済・雇用戦略課】

② 担い手の確保・育成と農林水産物、農林水産加工品等の販路拡大

=継続=

- ・人工知能(AI)やIOT³を活用したスマート農業等の積極的な導入を推進し、農業経営の効率化と安定化を図ります。

【農政企画課】

=継続=

- ・農林水産物、農林水産加工品等の県外への販売や、地域事業者との共同商品開発・製造などに取り組む地域商社とつどり等との連携により、生産者の販売拡大の取り組みを支援します。

【農政企画課、経済・雇用戦略課】

²「6次産業」とは、農産物の生産(第一次産業)だけでなく、農業のブランド化、消費者への直接販売、レストランの経営など、食品加工(第二次産業)、流通、販売(第三次産業)にも農業者が主体的かつ総合的に関わることをいう。加工費や流通マージンなどの今まで第二次・第三次産業の事業者が得ていた付加価値を、農業者自身が得ることによって農業を活性化する。

³「IOT」とは、コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体(モノ)に通信機能を持たせ、インターネット接続や相互通信により、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

=継続=

- ・恵まれた自然環境、安価な土地、遊休施設の活用など、中山間地域の優位性を活かした企業誘致活動を展開し、併せて農業への新規参入により地域雇用の創出を図ります。

【企業立地・支援課、農政企画課】

=継続=

- ・民間の活力により中山間地域の活性化を図るため、むらづくりに関する会社又は共助型農業を促進するため、集落営農の組織化、法人化、営農組織の広域化など、あらゆる分野における法人事業化について支援・検討します。

【経済・雇用戦略課、農政企画課、地域振興課】

③ 農地等保全・維持

=継続=

- ・安全・安心な農産物の生産拡大と循環型農業の普及を促進するため、耕畜連携による堆肥を有効利用した有機栽培の支援、飼料用米などの生産振興などを行い、良質な農産物の生産への支援を行います。

【農政企画課】

=継続=

- ・地域の耕作放棄地を再生・利用する取り組みやこれに附帯する施設の整備等に対し、総合的に支援します。

【農政企画課】

=継続=

- ・森林整備・低コスト林業を推進するための作業道整備や間伐事業、竹林整備の促進、しいたけ原木確保に係る支援の拡充を行います。

【林務水産課】

④ 地域の再生エネルギー源の有効活用

=継続=

- ・太陽光発電や水力発電などの、地域の特性を生かした自然エネルギーの導入・利用を啓発し、脱炭素社会の実現を図ります。

【生活環境課】

=継続=

- ・エネルギーを地域で生み出し、地域で活用する「エネルギーの地産地消」を推進することにより、人口対策、防災的な問題点の解決を見据えたまちづくりに取り組んでいくため、スマートエネルギータウン構想を推進します。

【経済・雇用戦略課】

⑤ ソーシャル・コミュニティビジネス等の支援・促進

=継続=

- ・ソーシャル・コミュニティビジネス⁴(地域社会貢献ビジネス)の起業支援のため、起業希望者の掘り起こしを行います。また、起業希望者が円滑に起業及び経営ができるように各種マーケティング調査を実施し、情報提供を行い、コミュニティの充実や雇用の創出を促進します。

【経済・雇用戦略課、地域振興課】

⁴「ソーシャル・コミュニティビジネス」とは、無店舗地域での食料品・日用品を扱う店舗の開業、ひとり暮らし高齢者への食事の宅配サービスなど、限られた地域に密着した草の根的ビジネスのこと。事業主体としては地元住民を主体としたNPOが多い。

◎ 主要強化施策に係る達成目標値・現在値

達成基準	R7年度目標値	現在値(R2実績)	担当課
6次産業化の取組及び農商工連携による高付加価値加工品の開発・販売推進（累計）	9件以上	4件	農政企画課
地域商社とつとりを核とした農林水産品等の地域資源のブランド化・高付加価値化（累計）	400件	355件	経済・雇用戦略課
ソーシャル・コミュニティビジネス申請件数（累計）			農政企画課
ソーシャル・コミュニティビジネス申請件数（累計）	1件以上	1件	経済・雇用戦略課

3 魅力ある地域づくり・人づくりの推進

「個性」「魅力」を活かした地域づくり、人づくりの推進並びに集落の維持・活性化

① まちづくり協議会を核とした地域の魅力と活力の向上

=継続=

- ・集落とまちづくり協議会との連携により、まちづくり協議会を核とした地域の魅力と活力を高める「地域コミュニティ計画」に基づいた活動を支援します。

【地域振興課、協働推進課】

=継続=

- ・中山間地域の活性化に向けて、住民や団体が自ら創意工夫を凝らして行う活動を支援します。

【地域振興課、協働推進課、農政企画課】

=新規=

- ・中山間地域の活性化に向けて、住民団体等が主体となった遊休施設（空き店舗等）を活用した取組を支援します。

【地域振興課】

② 地域で活躍する人材の育成

=新規=

- ・中山間地域の人材育成事業として「とつとりふるさとリーダーアカデミー」を実施し、中山間地域振興に向けて具体的な活動を立ち上げ、魅力ある地域づくりに積極的に取り組んでいくことのできる人材を養成します。

【地域振興課】

=継続=

- ・地域振興アドバイザーの派遣によって、まちづくりの事例や活動などの紹介や助言を通して、中山間地域振興の取り組みを広めていきます。

【地域振興課】

③ 地域運営組織の立ち上げ推進

=継続=

- ・将来にわたり地域住民が安心して暮らし続けることができる地域づくりに住民自らが主体的に取り組む「小さな拠点」機能形成の仕組みづくりの推進を支援します。（再掲）

【地域振興課】

=新規=

- ・地域内の複数の事業者による年間を通じた仕事の創出や、職員を年間で雇用してそれぞれの地域事業者に派遣する事業協同組合の設立等についての検討を行います。(再掲)

【地域振興課】

④ 小規模高齢化集落等の活性化の推進

=継続=

- ・小規模高齢化集落の限界化に歯止めをかけるため、集落現状・ニーズの把握とともに、将来の集落を担う移住者の確保、活性化を図ります。

【地域振興課】

=継続=

- ・魅力ある中山間地域・集落の形成のため、中山間地域振興推進員を設置し、活動を行います。

【地域振興課】

⑤ 伝統芸能・伝統行事等の維持・継承

=継続=

- ・地域の伝統に培われた伝統芸能・伝統行事、文化財などを次の世代につなげていくため、保存・活用に努めます。

【文化交流課、文化財課】

=継続=

- ・文化芸術活動を行う市民が交流・連携する機会を支援し、活動全体の活性化を図ります。

【文化交流課等】

◎ 主要強化施策に係る達成目標値・現在値

達成基準	R7年度目標値	現在値(R2実績)	担当課
まちづくり協議会等コミュニティ活動を通した「協働」の取組件数（年間）	175件	115件	協働推進課
空き店舗等を活用した地域活性化への取組件数（累計）	22件	14件	地域振興課
地域課題に取り組むリーダーの認定者数（累計）	300人以上	292人	地域振興課

4 交流による活性化と移住定住の推進

定住人口、交流人口の拡大

① ふるさと・いなか回帰の促進

=継続=

- ・中山間地域の定住人口の増加を図るため、中山間地域の空き家などを活用して、UJIターン者への住宅支援等の拡充を図るとともに、お試し体験施設や二地域居住体験施設の利用を促進します。

【地域振興課】

=継続=

- ・地域団体と連携して空き家の利活用を推進するなど、移住者の受け入れ体制の充実を図ります。

【地域振興課】

=新規=

- ・オンライン相談や、SNSでの情報発信など本市の中山間地域への移住意欲を高める仕掛けづくりに取り組みます。

【地域振興課】

=新規=

- ・移住定住ポータルサイトの充実を図るなど、魅力ある田舎暮らしや空き家情報の発信に努めます。

【地域振興課】

=継続=

- ・市内高校生等を対象にした企業見学会の開催や、大学等に市内企業情報を発信することにより、若者の職業観・就業意識を高めながら、本市への定住促進を図ります。

【経済・雇用戦略課】

=継続=

- ・国内外のアーティスト等が地域と関わりながら行う滞在制作・展示活動を促進するとともに、工芸村を開設し、アーティスト等の移住定住につなげ、地域の活性化を図ります。

【地域振興課・河原町総合支所】

=新規=

- ・演劇祭等への支援を通じた国内外の芸術関係者との関係構築を進めます。

【文化交流課】

=継続=

- ・地域おこし協力隊など地域外の人材を積極的に誘致し、地域力の維持及び強化並びに地域の活性化を図ります。

【地域振興課・河原町・用瀬町総合支所】

⑧ むらとまちの交流とグリーンツーリズム促進

=継続=

- ・豊かな自然や魅力ある歴史・文化など地域資源の活用や農業体験など、イベント・物販・体験を通じ、中山間地域の住民が市街地の住民又は県外の都市住民と行う交流に対して支援し、地域間交流の拡大に努めます。

【地域振興課】

=継続=

- ・農家・漁家民宿の推進やグリーンツーリズム連絡会の事業拡大により、都市圏との交流人口の増加を図ります。

【地域振興課】

=新規=

- ・中山間地域の美しい原風景をめぐるイベント等への支援を通じ、地域の魅力発信に取り組みます。

【地域振興課】

=新規=

- ・都市部の大学と連携した学生と地域との交流を図り、関係人口のすそ野を広げます。

【地域振興課】

=継続=

- ・ふるさとの良さを子どもに伝える活動を推進します。

【学校教育課】

=継続=

- ・中山間地域の小規模校での特色ある学校づくりを推進します。

【学校教育課】

③ 特色ある地域資源・伝統行事等による観光振興

=継続=

- ・全国的にも知名度が高く、本市最大の観光地である鳥取砂丘と、中山間地域に点在する温泉地や、豊かな自然環境の中で育まれた景勝地、伝統行事など魅力ある個々の観光資源を結ぶ周遊提案などを通じ全市一体的な観光振興を図ります。

【観光・ジオパーク推進課】

=継続=

- ・山陰海岸ジオパークでは、地形・地質をはじめとした多様な地域資源を官民一体となって保全するとともに、教育、観光、地域産業に活用し、持続可能な地域社会を目指した活動が行われており、中山間地域におけるジオパークの取り組みを通じた地域づくりを支援します。

【観光・ジオパーク推進課】

◎ 主要強化施策に係る達成目標値・現在値

達成基準	R7年度目標値	現在値(R2実績)	担当課
中山間地域への移住定住者数の累計	1, 800人	1, 368人	地域振興課
魅力ある民泊に向けた取組団体数の累計	8 団体	1 団体	地域振興課
関係人口拡大に取り組む団体の数の累計	8 団体	1 団体	地域振興課

